

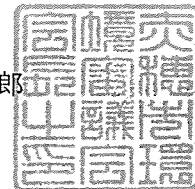


令和5年12月25日

赤穂市長 牟禮正稔様

赤穂市環境審議会

会長 萬代 新一郎



赤穂市環境基本計画一部改定（案）の審議について（答申）

令和5年8月23日付赤市環第28号で諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

近年、気候変動の影響は顕在化し、豪雨などによる自然災害の増加や暑熱による熱中症の増加、農業や水産業への影響など、暮らしや事業活動に影響を及ぼしつつあります。

世界中が脱炭素化社会に向け、舵を切っており、できるだけ地球温暖化の要因となっている温室効果ガス排出量の削減（緩和策）と生じる気候変動の影響に備え、適応する（適応策）ことの両輪を地域でも進めていく必要があります。本計画上においては、脱炭素化社会へ転換していくための道筋や気候変動の影響への備えのため、目標値を設定し国や県の目標水準を目指すものとしており、また、赤穂市においては、令和4年7月にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和32年（2050年）に向けては、脱炭素化を目指すものとしていることから市が提案する2030年度における市全体の削減率48%（2013年度比）及び各部門の削減率（同年度比）は妥当であると考えます。

以上のことから、温室効果ガス排出量改定目標値は、地球温暖化阻止の潮流をつくり脱炭素社会の実現に向けた指針となるものであり、諮問のあった赤穂市環境基本計画一部改定（案）については、妥当であると考えます。